

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 川西町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業 3-2-1>地域内交通ネットワークについて、町内関係者等の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を行う。
 - ・地域公共交通会議における、町内交通ネットワークの課題に関する協議・検証及び系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（川西町）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業 1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供しよう検討する。（川西町、事業者）
 - ・GTFS-JP の作成・提供の検討（川西町）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業 3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（川西町）
 - ・地域公共交通計画<施策・事業 2-1-1>によって導入される交通系 IC カードについて、町民や来訪者への普及啓発（事業者、川西町）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系 IC カードの今後の導入について検討（川西町、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・町報にデマンド型乗合交通の利用促進に係る記事を掲載（川西町）
 - ・デマンド型乗合交通登録者及び利用者を対象としたアンケート調査の実施（川西町）

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の川西町相当分の達成
 - ・県全体目標（目標年度 R6 年度末）
RESAS 移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
 - ・川西町目標値（目標年度 R6 年度末）
県外 500 人、県内 2,000 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 3 の川西町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回/人
 - ・川西町の目標値（目標年度 R6 年度末）
0.50 回/人（直近年度の実績 7,854 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 4 の川西町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 5 億 926 万 7 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 4 億 9,030 万 1 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 1 億 9,722 万 8 千円）
タクシー：1 億円（直近年度の実績 0 円）
 - ・川西町目標値（目標年度 R6 年度末）
地域鉄道：5,368 千円（直近年度の実績 4,161 千円）
路線バス：2,832 千円（直近年度の実績 3,146 千円）
デマンド交通：5,114 千円（直近年度の実績 6,728 千円）
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
 - ・デマンド交通の年間利用者数：9,000 人以上（直近年度の実績 7,854 人）
 - ・デマンド交通の収支率：50%（直近年度の実績 58.4%）
 - ・デマンド交通へ川西町負担額：7,737 千円（直近年度の実績 6,728 千円）
 - ・本町からみた運行経費における利用者との負担割合：50.0%（直近年度の実績 58.9%）
 - ・利用者から満足しているとアンケートで回答があった割合：80.0%（直近年度の実績 46.4%）
- 事業の効果
 - ・上記路線を維持することにより、本町全域における高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
- 上記目標・細目標の評価手法・測定方法
 - ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績をもとに、川西町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド型乗合交通について、その運行に係る費用総額 16,715 千円のうち、川西町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、デマンド型乗合交通への上記補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する川西町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） ＜令和 2 年度＞ ・令和 2 年 4 月 23 日（第 1 回）：協議会の設立、公開原則の議決 等 ・令和 2 年 7 月 15 日（第 2 回）：地域公共交通計画策定に向けた議論 ・令和 2 年 10 月 26 日（第 3 回）：地域公共交通計画骨子案の議論 ・令和 3 年 1 月 28 日（第 4 回）：地域公共交通計画素案の議論 ・令和 3 年 3 月 23 日（第 5 回）：地域公共交通計画案の議論 ＜令和 3 年度＞ ・令和 3 年 6 月 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域交通計画の修正についての議論
○山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会） ＜令和 2 年度＞ 山形県地域公共交通活性化協議会置賜地域部会 ・令和 2 年 10 月 12 日（第 1 回）：地域公共交通計画策定に向けた地域課題の整理 ・令和 3 年 1 月 14 日（第 2 回）：地域公共交通計画素案に対する地域の意見整理
○川西町地域公共交通会議 ＜令和 2 年度＞ ・令和 2 年 6 月 23 日（第 1 回）：令和 3 年度川西町生活交通確保維持改善計画について
○山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会 ・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び疑似が協議会事務局（山形県）により川西町民も含めた県民全てに公開され、疑似やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、デマンド型乗合交通利用者にアンケート調査を実施し、意見の収集及びデマンド型乗合交通の運行実績より利用状況の検証を行っている。集約した町民の意見や検証結果は、住民のニーズに沿うような利便性向上に向けた検討に反映している。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県東置賜郡川西町大字上小松 977-1

(所 属) 川西町

(氏 名) 大河原 綾乃

(電 話) 0238-27-1133

(e-mail) machizuku@town.yamagata.kawanishi.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
川西町	川西観光タクシー(有)	(1) 川西町デマンド型乗合交通		町内全境		往 km 復 km	365日	3,285回		区域運行	②(1)	JR米坂線(大川駅、羽前小松駅、中郡駅)及びフラワール長井線(西大駅)との接続	③
	(有)大京タクシー	(2) 川西町デマンド型乗合交通		町内全境		往 km 復 km	365日	3,285回		区域運行	②(1)	JR米坂線(大川駅、羽前小松駅、中郡駅)及びフラワール長井線(西大駅)との接続	③
	(有)みどりタクシー	(3) 川西町デマンド型乗合交通		町内全境		往 km 復 km	365日	3,285回		区域運行	②(1)	JR米坂線(大川駅、羽前小松駅、中郡駅)及びフラワール長井線(西大駅)との接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
川西町	川西観光タクシー(有)	(1) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 km 復 km	365日	3,285回		区域運行		JR米坂線(大川駅、羽前小松駅、中郡駅)及びフラワール長井線(西大駅)との接続	③
	(有)大京タクシー	(2) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 km 復 km	365日	3,285回		区域運行		JR米坂線(大川駅、羽前小松駅、中郡駅)及びフラワール長井線(西大駅)との接続	③
	(有)みどりタクシー	(3) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 km 復 km	365日	3,285回		区域運行		JR米坂線(大川駅、羽前小松駅、中郡駅)及びフラワール長井線(西大駅)との接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
川西町	川西観光タクシー(有)	(1) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 km 復 km	365日	3,285回		区域運行		JR米坂線(大川駅、羽前小松駅、中郡駅)及びフラワー長井線(西大駅)との接続	③
	(有)大京タクシー	(2) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 km 復 km	365日	3,285回		区域運行		JR米坂線(大川駅、羽前小松駅、中郡駅)及びフラワー長井線(西大駅)との接続	③
	(有)みどりタクシー	(3) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 km 復 km	365日	3,285回		区域運行		JR米坂線(大川駅、羽前小松駅、中郡駅)及びフラワー長井線(西大駅)との接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

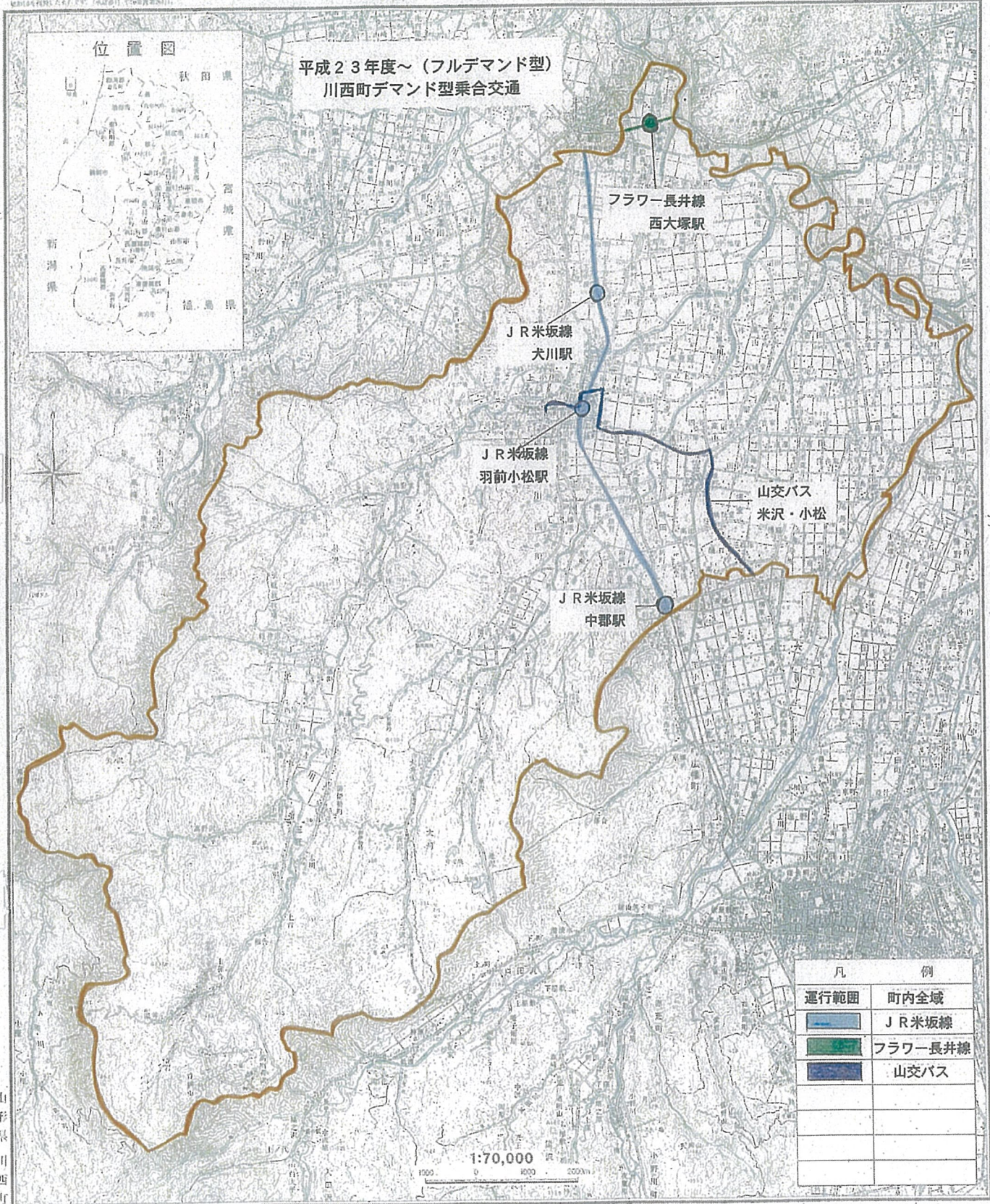
7年度




市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
川西町	川西観光タクシー(有)	(1) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 km 復 km	365日	3,285回		区域運行		JR米坂線(大川駅、羽前小松駅、中郡駅)及びフラワー長井線(西大駅)との接続	③
	(有)大京タクシー	(2) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 km 復 km	365日	3,285回		区域運行		JR米坂線(大川駅、羽前小松駅、中郡駅)及びフラワー長井線(西大駅)との接続	③
	(有)みどりタクシー	(3) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 km 復 km	365日	3,285回		区域運行		JR米坂線(大川駅、羽前小松駅、中郡駅)及びフラワー長井線(西大駅)との接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

川西町全図



凡 例	
運行範囲	町内全域
	JR米坂線
	フラワー長井線
	山交バス

山形県 川西町

国際航空株式会社調製

<p>記号</p> <p>道路幅員</p> <p>道路種別</p> <p>河川</p> <p>湧水</p> <p>公園</p> <p>緑地</p> <p>墓地</p> <p>その他</p>	<p>標高</p> <p>方位</p> <p>境界</p> <p>地籍</p> <p>施設</p> <p>その他</p>	<p>建物</p> <p>森林</p> <p>農地</p> <p>水田</p> <p>雑草</p> <p>その他</p>	<p>境界</p> <p>地籍</p> <p>施設</p> <p>その他</p>	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>											

どこでも乗降可能 毎日運行

川西町デマンド交通のご案内

デマンド
交通
とは？

前日までに電話で予約して
いただくと、乗り合いタクシ
ーが複数の方を乗降場所の戸
口から、それぞれの目的地の
戸口まで送迎するものです。
利用される方は事前に会員
登録が必要になります。



～デマンド交通運行内容～

利用方法

- ▼利用日の1週間前から前日までに予約センターに電話
- ▼予約受付 毎日 午前8時30分～午後5時
※ただし利用日前日は午後4時まで
- ▼予約センター TEL0238-42-3288
- ▼その他 利用の際は必ず会員証を携帯してください。

運行日

- ▼毎日

運行便

- ▼一日9便（午前5便 午後4便）
午前 7時30分便、8時30分便、9時30分便、10時30分便、11時30分便
午後 1時00分便、2時00分便、3時00分便、4時00分便
※運行便の時間はタクシーがタクシー会社を出発する時間です。
その時間に迎えに行くものではありません。
※通常、予約した便の一時間後までには目的地に到着します。
※病院の診察の時間が延び予約した便に乗れない場合、その予約便の運行前に
予約センター（TEL0238-42-3288）に申し出をいただければ、
後発の運行便に乗ることができます。

目的地

- ▼町内どこでも乗り降りできます。

料金

- ▼500円（小学生以上）
※カワニシお買い物券、福祉タクシー利用助成券が使用できます。

裏面もご覧ください

会員登録

▼利用される方は事前に会員登録が必要になります。

役場まちづくり課に直接お越してください。制度の説明をいたします。

どうしても役場にお越しになれない場合は、電話でもお受けする場合があります。

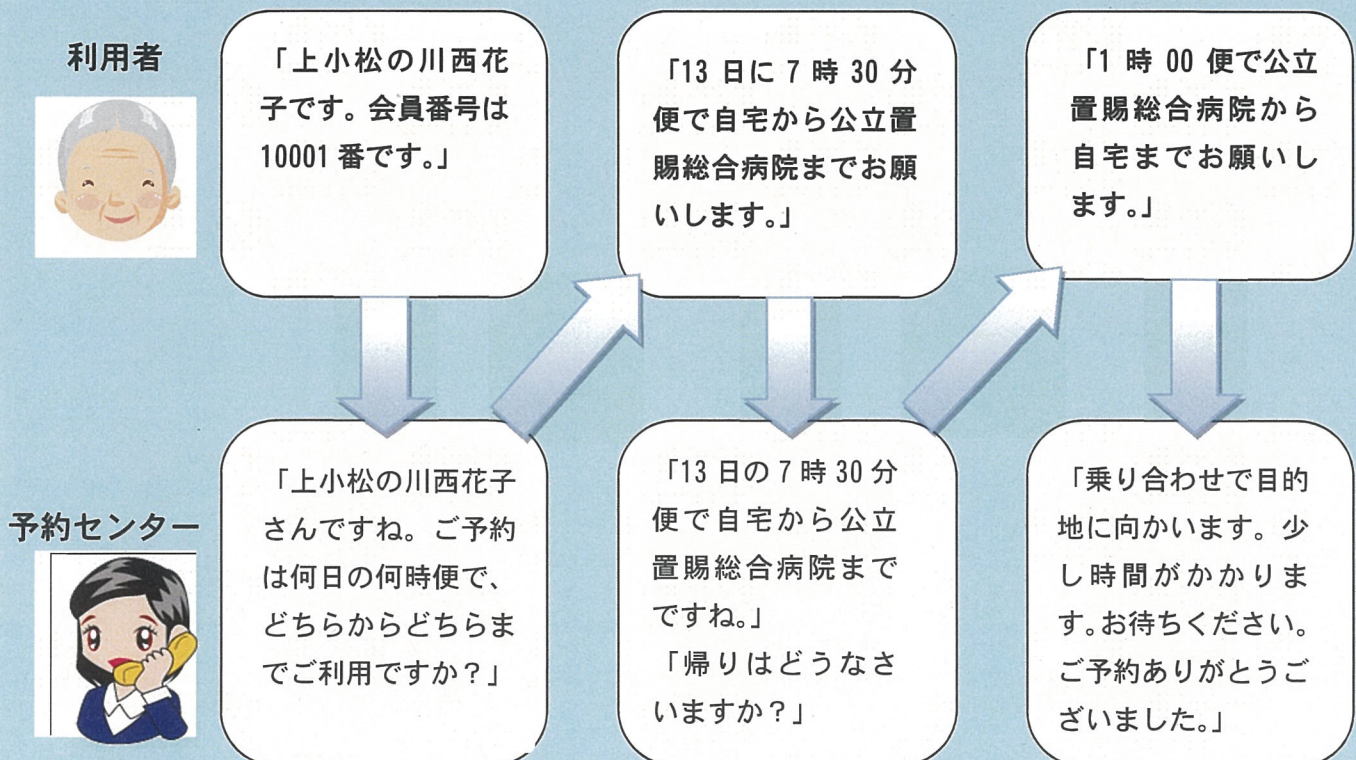
登録された方には後日会員証を送付いたします。

☎0238-27-1133（役場：まちづくり課）

予約の流れ

（例：自宅から病院まで行く場合）

利用日の一週間前から前日の4時まで、事前に予約センター **【0238-42-3288】** に電話



※運行便の時間はタクシーがタクシー会社を出発する時間です。
各家等を回るため少し時間がかかりますのでご了承ください。

予約のキャンセル

▼予約にキャンセルがあった場合は、必ず予約センターに電話をしてください。

申込問合せ先

▼川西町役場 まちづくり課

企画調整グループ ☎0238-27-1133

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	川西町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	15,751
交通不便地域等	15,751

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
15,751人	町内全域	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)